

平成 28 年 6 月 21 日
山口合同ガス株式会社

平成28年熊本県熊本地方地震災害により被災された お客さまに対するガス料金の特別措置の延長について

この度の熊本県熊本地方地震災害により被災された皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

当社は、同地震に関連して平成28年4月14日以降災害救助法が適用された地域等において被災された当社の供給区域外のお客さまが、同地震に起因して当社の供給区域内に避難され、新たにガスをご使用された場合、お客さまからのお申し出に応じて、ガス料金の特別措置を講ずるために、平成28年4月28日付けにてガス事業法第20条ただし書きに基づく「供給約款以外の供給条件」の認可を受けております。

しかしながら、依然、お客さまへの相当の影響が継続している状況を考慮し、特別措置の期間を延長するために、平成28年6月21日、中国経済産業局長にガス事業法第20条ただし書きに基づく「供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請し、下記のとおり同日認可されました。

記

1. 対象のお客さま

熊本県熊本地方地震災害に関連して災害救助法が適用された地域等において被災され、当社の供給区域外から当社供給区域内に避難されたお客さま
(お客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。)

2. 特別措置の内容

①従来の山口合同ガス地区 … 宇部市ガス事業引き継ぎ前の当社の都市ガス供給地区
(下関市、山陽小野田市、宇部市(一部)、山口市、防府市、周南市、下松市、光市)

被災されたお客さまの避難先におけるガス料金の支払期限について、平成28年4月検針分は3ヶ月間、5月検針分は2ヶ月間、6月検針分は1ヶ月間、それぞれ延長いたします。

※支払期限 … 検針日の翌日から30日目(支払期限日)。

ガス料金のお支払いが、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息(1日あたり0.0274%)を申し受けます。

②旧宇部市ガス水道局地区 … 宇部市より引き継いだガス事業の都市ガス供給地区

被災されたお客さまの避難先における平成28年4月、5月及び6月検針分のガス料金について、それぞれの早収期間経過後も早収料金を適用いたします。

また、被災されたお客さまのガス料金の支払期限を、平成28年4月検針分は3ヶ月間、5月検針分は2ヶ月間、6月検針分は1ヶ月間、それぞれ延長いたします。

※早収期間 … 納入通知書の発行の日（月末日）の翌日から20日以内（早収料金適用期間）。ガス料金のお支払いが、早収料金適用期間後に行なわれる場合は、遅収料金（早収料金を3%割り増しした料金）を適用いたします。

※支払期限 … 納入通知書の発行の日（月末日）の翌日から50日目。

以上